

広報

# のほるべ

• No.446 • 昭和62年12月1日発行



来春の小学校新入生を対象にした健康診断が、11月9日から25日までの間、市内各地で行われました。市内の入学予定児童は、今年より約1割少ない645人。母親たちに付き添われた子供たちは、半年先の入学を心待ちにしながら、歯や視力などの検診を受けていました。

12.1

# 躍を

## 昭和62年度 登別市功労者 市民表彰受賞者

### 登別市功労者



△竹村龜吉=中央町4丁目6番地8

昭和38年から現在までの6期約20年間、市(町)議会議員として建設・総務の各常任委員会委員長、副委員長を努められ、62年からは市議会副議長として市政の発展に貢献されています。

また、同氏は登別青色申告会会长、室蘭保健協会理事、登別町商工会理事などを努められ、各分野で市発展のため尽力されています。



△中野照美=鶯別町1丁目11番地7

昭和42年から現在までの6期約20年間、市(町)議会議員として建設・経済・観光経済の各常任委員会副委員長を努められ、市政の発展に貢献されています。

また、同氏は中小企業振興審議会、消費生活安定審議会、雇用対策審議会委員などを努められ、各分野で市発展のため尽力されています。



△北林昭市=富士町4丁目38番地1

昭和42年から現在までの6期約20年間、市(町)議会議員として経済・建設の各常任委員会委員長、議会運営特別委員会委員長を努められ、市政の発展に貢献されています。

また、同氏は青少年問題協議会、中小企業特別融資運営委員会委員などを努められ、各分野で市発展のため尽力されています。



△渋谷大一郎=鶯別町1丁目12番地1

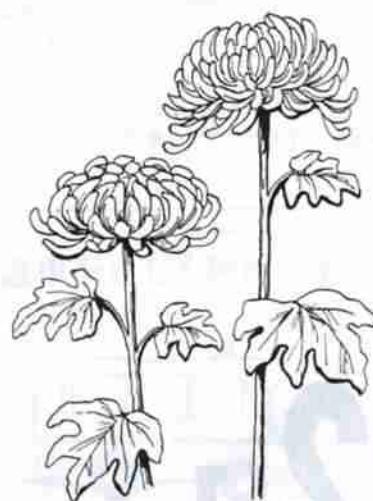
昭和31年から現在までの約31年間、民生児童委員として福祉活動に貢献され、42年からは選挙管理委員会委員長として公明、適正な選挙の確保に尽力されています。

また、同氏は青少年問題協議会、市史編さん委員会委員などを努められ、各分野で市発展のため尽力されています。



十一月三日文化の日、登別市民会館で昭和六十二年度の市功労者・市民表彰式が行われました。これは、長年にわたって私たちのマチ登別市の行政・産業・経済などの各分野で活躍され、当市の発展に貢献された方や、他の模範となる行いをされた方の功績をたたえようとするものです。

今年は、市功労者として四人、市民表彰受賞者として三団体と四十人が表彰されました。受賞者、団体は次のとおりです。(敬称略、順不同)



# いっそうのご活

## 市民表彰受賞者

### 自治貢献者



南 武 夫



山下喜代司



▽原田勝男

昭和四十八年から公平委員会委員として地方自治の発展振興に尽力されています。



▽武沢丹次郎

昭和四十七年から沿岸漁業構造改善対策推進協議会委員として沿岸漁業の振興に尽力されています。



▽三井勝・相原亮平  
以上の方々は、昭和四十七年から民生委員、児童委員として社会福祉の向上に尽力されています。



▽田村忠保・佐々木貞夫・小山岸健  
以上の方々は、昭和五十二年から交通安全指導員として交通安全の推進に尽力されています。

### 社会貢献者

▽伊奈昭夫  
昭和四十三年から鳥獣保護員、自然保護監視員として自然環境の保護に尽力されています。



小森佐太郎



石川政 春

以上の方々は、東町第四町内会、東来馬町内会の会長として地方自治の発展振興に貢献されています。



大西昭一



▽本間賛  
昭和三十九年から放射線技師として地域医療の向上に尽力されています。



▽山本ハル子

昭和五十一年から長寿会副会長として老人クラブの充実育成に尽力されました。



相原亮平



三井 勝



▽畠山いし  
昭和五十一年から緑寿会副会長として老人クラブの充実育成に尽力されています。



▽土屋正夫  
昭和四十三年から九年間、昭和五十五年から六年九ヵ月間、民生委員、児童委員として社会福祉の向上に尽力されています。



小山岸 健



佐々木貞夫



田村忠保

## ▽千葉辰男・逸見重夫

以上の方々は、昭和四十六年から民生委員、児童委員として社会福祉の向上に尽力されています。



千葉辰男 逸見重夫

## ▽清野繁

昭和二十三年から建具工として技能の修得に努め、職業訓練指導員、技能協会部会長、理事として後進の育成に尽力されています。



丸岡一夫

昭和二十一年から疊製作工として技能の修得に努め、職業訓練指導員、技能協会部会長として、後進の育成に尽力されています。



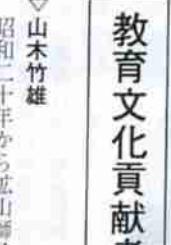
坂本ミキ



今田直一

## ▽今田直一・坂本ミキ・高野卯一

以上の方々は、昭和四十七年から納税貯蓄組合長として、納税思想の啓蒙普及に尽力されています。



昭和二十年から鉢山獅子舞の指導者として郷土芸能の普及と後継者の育成に尽力されました。

## 教育文化貢献者



昭和二十年から鉢山獅子舞の指導者として郷土芸能の普及と後継者の育成に尽力されました。

▽齊藤廣吉

昭和二十二年から鉢山獅子舞の指導者として郷土芸能の普及と後継者の育成に尽力されています。

▽萩原コンクリート工業株  
昭和四十一年から障害者を雇用し、自立更生と雇用促進に尽力されています。

▽金谷謙次郎  
昭和四十六年から納税貯蓄組合長として納税思想の啓蒙普及に尽力されています。



昭和五十二年から福祉行政のため、百万円を寄付し、社会福祉の向上に寄与されました。

## 篤志貢献者



## 善行表彰



▽村井栄作

公共用地として四百二十三平方メートルを寄付し、地域の環境づくりに寄与されました。

昭和五十二年から広報紙の朗読をカセットテープに録音し、「声の広報」として視力障害者への奉仕活動を行われています。



▽川仁菊子

福祉行政のため、百万円を寄付し、社会福祉の向上に寄与されました。

▽登別市老人クラブ連合会ボランティア部  
昭和五十四年から施設の寝たきり老人に生活必需品の無料奉仕活動を行っています。

▽坂本博  
昭和二十二年から鉢山獅子舞の指導者として郷土芸能の普及と後継者の育成に尽力されました。

▽美園地区婦人ボランティアクラブ  
昭和五十七年から老人福祉施設や独居老人の慰問など奉仕活動を行っています。

## 歳末たすけあい運動

12月1日~31日



みんなそろって  
明るいお正月を

**正6位 勳5等双光旭日章  
(故) 武田 新作さん**



昭和34年から58年までの6期24年間、市(町)議会議員として、地方自治の進展と住民福祉の向上に尽力されました。

また、市監査委員、市農業委員会委員なども歴任され、市政発展のため多大な貢献をされました。

**藍綬褒彰(自治功労者)  
上村秀雄さん**



昭和34年から現在までの8期約28年間、市(町)議会議員として、地方自治の進展と住民福祉の向上に尽力されています。

また、市議会副議長、社会常任委員会委員長なども歴任され、市政発展のため多大な貢献をされています。

**文部大臣感謝状(中学校教育 功労者)**

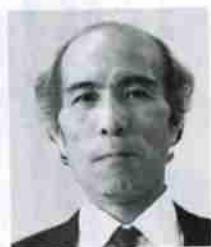


**安田 麻夫さん**

昭和16年から56年までの40年間、多くの小・中学校に勤務され、当市でも西陵中、幌別中の校長として学校教育活動に尽力されました。

また、56年からは登別市教育長として、教育行政の推進に尽力されています。

**建設大臣感謝状(都市緑化 功労者)**



**大木 軍一さん**

昭和43年から現在までの約19年間、中央公園とそのトイレ、道路の清掃などをを行い、公園の保全、美化に尽力されています。

また、同公園に遊具10点約102万円相当を寄附され、その遊具は多勢の子供たちに利用されています。

**厚生大臣表彰(社会福祉事務功労者)**

**富士地区婦人  
ボランティアクラブ**  
(代表・砂田 チエノさん  
団員13名)

昭和45年から現在までの約17年間、福祉施設の慰問、行事協力、生活必需品の寄贈などをされています。

また、赤い羽根、街頭募金運動などにも参加され、奉仕活動を通じて地域の福祉向上に貢献されています。

▽加藤平助  
事故による障害を乗り越え  
書道教室を開き、自立更生さ  
れています。



▽石田ケサヨ  
身体障害を克服し、和服仕



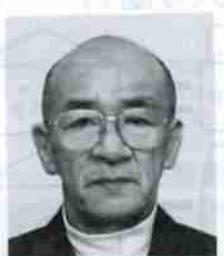
▽本間恵子  
昭和五十七年から老人福祉施設を慰問し、在園者の散髪無料奉仕を行っています。

立派として自立更生されてい  
ます。

▽廣末トシ子  
昭和四十八年にご主人を亡  
くされて以来、三人の子供を  
養育し明るく愛情豊かな家庭  
を築き他の模範となられています。



▽山根一介  
交通事故による障害を乗り  
越え社会復帰後、現在は旅館  
自動車運転手として自立更生  
されています。

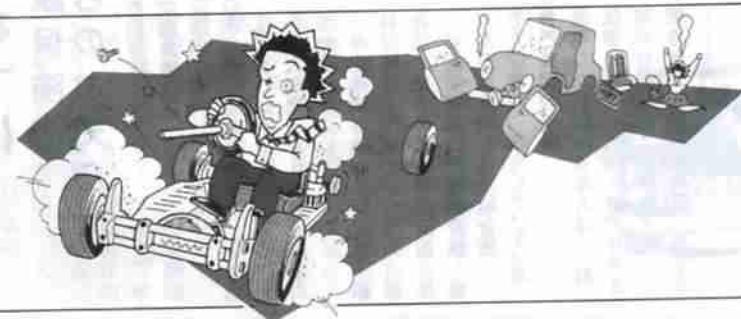


▽佐藤則和  
交通事故による障害を乗り  
越え、外科病院の職員として

※高野さん・村井さんの写真は  
ご本人の希望により、割愛  
させていただきました。



自立更生されています。



ドライバーも歩行者も  
**「思いやり」と「ゆとり」をもとう**

■年末の交通事故防止■

## 水道の凍結にご注意ください

寒さが厳しくなると、ちよつとした不注意から水道の凍結をまねくことがあります。

水道管の凍結は、気温がマイナス四度以下になると日中でも凍り、管の破裂や地下凍結など、思われぬ出費につながることもあります。

年末年始にかけて、家を留守にする機会が多くなりますので、家族みんなで水道の凍結を防ぎましょう。

### ●水道の凍結を防ぐために

▽空家や空室、屋外散水せん、車庫の水を完全に落しておきましょう。

▽量水器または内に断熱材（新聞紙

などでも良い）を入れ、ふたを完全にしておきましょう。

▽台所、洗面所、浴室などは、就寝前の（寒さが特に厳しい時は

昼間でも）水抜きを励行しましょ。

### ●正しい水抜きの方法

①じや口を開けたままにしておきましょう。  
②水抜きせんのハンドルを完全にしめるか、たおす。

③じや口は、開けたままにしておきましょう。

※水が正常に落ちるときは、断続音を発しながら落ち、じや口にあてた手が吸い込まれる状態になりますので確かめましょう。

なお、皆さんのご家庭で使用されている水抜きせんは、寒冷地用に作られていますので、使い方が正しければ凍ることはあります。

●凍結したら  
もしも凍らせてしまったら……  
軽い凍結の修理の仕方

●このような時には届け出を市内に住んでいる方で、職場の健康保険・各種共済組合などに加入している方や生活保護を受けている方以外は、すべて国民健康保険に加入することになります。

また、国民健康保険に加入している方でも表2のようなときには、二週間以内に必ず届け出をします。

※国民健康保険に入らなければならぬ方で届け出をしていない方についても被保険者の資格が発生した時から加入することになり、国民健康保険税が課税されます。

●退職者医療制度  
退職者医療制度は、職場を退職した年金受給者が老人保健を受けることのできる七十歳までの間、医療費の自己負担を少なくするた

めの制度です。  
○国保に加入している方。  
○次に掲げる年金制度に二十年以上、または四十歳以後十年以上加入期間があり、現在年金の支給を受けている方。  
・厚生年金保険法・恩給法・船員保険法・国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法・私立学校職員共済組合法・農村漁業団体職員共済組合法  
○老人保健法に該当していない方。

▽自己負担の割合  
退職した被保険者本人は、2割、扶養家族は、入院2割、外来3割の自己負担となります。  
●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

## 届け出を忘れずに――

### 国民健康保険からのお知らせ

かからのお知らせ

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。

○次に掲げる年金制度に二十

年以

上、または四十歳以後十年以上

の加入期間があり、現在年金の

支給を受けている方。

・厚生年金保険法・恩給法・船

員保険法・国家公務員等共済組

合法

・地方公務員等共済組合法

・私立学校職員共済組合法

・農

村漁業団体職員共済組合法

・老人保健法に該当していない方。

●問合せ先 健康保険係（田5211内線358）

めの制度です。

○国保に加入している方。



# 亀田靈園墓所

## 貸付の予約を開始します

亀田靈園第三期造成事業が12月下旬に完了の予定です。市では次とおり予約の受付を行います。

△申込資格 市内に居住する方  
△受付区画 一人一区画とし、墓所の選定は受付順です。

△受付期間 12月15日～12月18日  
△受付場所 市役所保健衛生課

△持参するもの 印鑑

△区画数 5畳：425区画、7.5畳：34区画、10.5畳：11区画の予定です。

△貸付料

5畳：17万円、7.5畳：

25万5千円、10.5畳：35万7千円

△問合せ先 保健衛生課（田5）2111内線248・249

※受付当日は、貸付料金の必要はありません。また、電話での受付

は致しませんのでご注意ください。  
なお、亀田靈園の案内書は本店で  
保健衛生課、各支所に用意してい  
ますのでご利用ください。



## 巡回児童相談

### お貸しします 冬期生活資金

## 3カ月検診

△内容 医師による診察、計測、生活指導、栄養指導

△日程・会場・対象地区

12月17日：鰺別公民館（鰺別地区）

12月18日：鉄南ふれあいセンター

1（報別地区）  
△受付時間 正午～午後0時15分

△対象児 62年9月出生児

△用意するもの 母子健康手帳、バスタオル

※神経芽細胞瘤（小児がんの一種）の検査セットを同時に配付します。

お子さんを、心身ともに健やかに育てるための相談会が、次とおり開催されます。お気軽にお問い合わせください。

△日時 12月17日（木）午前9時～30分）午後4時  
△場所 青少年会館（市立図書館）  
（横）  
△相談員 北海道室蘭児童相談所  
（⑧0860）、母子世帯の方は（

## 不用品ダイヤル市



52111  
内線257

### おわけします（売り）

スライド式二段ベッド、セミダブルベッド、家庭用子供ブランコ、ベビーカー（2人用）、ふとん乾燥器、アルカリイオン調水器、ビデオ（VHF）、電子レンジ、テレビ、ホームタンク（90、400L）ポット式石油ストーブ、バルカン式石油ストーブ、冷蔵庫（小型）、バイク（50cc）、石炭風呂釜、ポータブルシン、編機、和文タイプライタ、ローラー式あんま器

### ゆずってください（買ひ）

二段ベッド、ベビーカー（1人用）もつつき器、自転車（16～24インチ）、ピアノ、ドラム一式、石油ストーブガード、反射式石油ストーブ、ガス湯わかし器、ミシン、編機、おもちゃのブロック、石油風呂釜、椅子式あんま器、ビデオカメラ（VHF）

## ご存じですか 検察審査会

子会へお問い合わせください。

者となつた旨の通知を受けることあります。制度の主旨をご理解の上ご協力をねがいします。

以下、制度の概略を説明致します。

○検察審査会の選び方：市町村の選舉管理委員会が、選舉人名簿に基づき、くじで検察審査員の候補者を選びます。その中から

検察審査会事務局長が再びくじで検察審査員を決めます。なお、審査員の任期は六ヶ月です。

○審査とは：犯罪の被害にあつた人や犯行を告訴、告発した人が

檢察官の不起訴処分によし

て慎重に審査します。その結果、

（不起訴不当）とか起訴すべき

（不訴不当）とか起訴すべき

について審査することを主な仕事

国民を代表し、検察官が事件を起訴しなかつたこと（不起訴処分）

についで審査することを主な仕事

とする検察審査会は、一般の市民の中から選ばれた検察審査員により構成されています。

選出の方法が、市町村の選舉管

理委員会による無作為抽出のくじで選出します。その結果、候補者を選びます。その中から選舉管理委員会が、選舉人名簿に基づき、くじで検察審査員の候補者を選びます。その中から選舉管理委員会事務局長が再びくじで検察審査員を決めます。なお、審査員の任期は六ヶ月です。

○審査とは：犯罪の被害にあつた人や犯行を告訴、告発した人が

檢察官の不起訴処分によし

て慎重に審査します。その結果、

（不起訴不当）とか起訴すべき

（不訴不当）とか起訴すべき

について審査することを主な仕事

国民を代表し、検察官が事件を起訴しなかつたこと（不起訴処分）

についで審査することを主な仕事

とする検察審査会は、一般の市民の中から選ばれた検察審査員により構成されています。

選出の方法が、市町村の選舉管

## 電気の子メーターの有効期限は7年

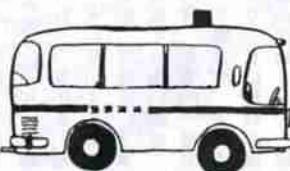
貸しビルやアパートなどで、電気料金を配分するための子メーターは、検定に合格したものを使用してください。検定を受けているもの、検定を受けたものでも有効期限が切れているものは使用を禁止されています。

メーターの有効期限は7年で、使用できる期限は検定ラベルに表示しています。もう一度、確かめましょう。

○検定を受けるには…

いま使っている子メーターの検定を受けるには、取り外し、取り付け工事がともないままで、わからないことがあります。室蘭地区電気工事業協同組合にお問い合わせください。（田0143⑨8285）

## 救急車を正しく利用しましょう



- 登別市の昭和六十年中の急救出動件数は、一、〇六三件、救急車で運ばれた人は九七八人に達しています。
- 消防法では、次のような場合に救急車で傷病者を運ぶこととしていますので正しく利用しましょう。
- 火災、地震、暴風雨などの災害による傷病者
- 交通事故の傷病者や駆など公共交通の出入りする場所での傷病者。
- ガス中毒、やけどなど屋内において生じた事故や急病など
- 心臓発作、脳いっ血といった命に危険を及ぼしたり、著しく悪化するおそれがある傷病者。
- 緊急を要しない傷病者やタクシーなどで搬送できる傷病者
- 精神病患者や傷病者の泥酔者。